

市道供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、都市整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 16 日

上越市長 中 川 幹 太

供用開始の期日 令和 7 年 9 月 16 日

路線番号	路線名	供用開始の区間
02-17	広田線	三和区上広田字古屋敷割 447-2 から 三和区上広田字古屋敷割 444-2 まで